

# 7月1日 協定締結 鹿児島県奄美市 × 千葉県芝山町 「空港で結ぶ友好都市」協定締結について

☎ 総務課 情報公聴係 ☎ 77-3921

## ■主旨

平成26年7月1日、奄美空港と成田国際空港とを結ぶ新規路線として航空会社のバンナ・エア（現在はピーチアビエーションが承継）が就航しました。これを契機とし10年の間で、奄美市と芝山町は交流を重ね関係性を深めてきました。

本年、路線就航から10周年の節目を迎えるにあたって、これまで温めてきた交流の絆を強固にし、さらなる交流拡大へと繋げていくため、両自治体において「空港で結ぶ友好都市」協定を締結しました。

## ■協定内容

- ・目的：これまでの交流実績を基に、さらなる交流の深化を図ること
- ・テーマ：「人と人を空で結び ともに羽ばたく友好都市」
- ・重点項目
  1. 産業振興・観光交流に関する相互協力
  2. 未来を担う子ども達の交流
  3. その他空港を活かしたまちづくりに関する事業

## ■締結式

- ・期 日：7月1日(月)
- ・場 所：鹿児島県奄美市役所
- ・出席者：【奄美市】安田市長、奥議長、諏訪副市長、教育長 ほか  
【芝山町】麻生町長、伊橋議長、岩澤副議長 ほか



▲協定締結後の奄美市の安田市長(左)と芝山町麻生町長(右)



▲協定を締結記念に記念品を交換しました



## 定額減税について 定額減税補足給付金(調整給付)のお知らせ

☎ 町民税務課 収税係 ☎ 77・3916

令和6年所得税及び令和6年度個人住民税所得割額の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付金として支給します。

### ■支給対象者

- ・定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
- ・納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下の方

### ■給付額

- ①+②の合計額を1万円単位に切り上げた額
- ① 所得税控除不足額Ⅱ 所得税分定額減税可能額Ⅰ 令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)※所得税分定額減税可能額は、3万円×(本人+扶養親族の人数)
- ② 住民税所得割控除不足額Ⅱ 住民税所得割分定額減税可能額Ⅰ 令和6年度分個人住民税所得割額※住民税所得割分定額減税可能額は、1万円×(本人+扶養親族の人数)

### ■手続方法

支給対象と見込まれる方へ令和6年7月下旬以降に調整給付金支給確認書を送付しています。必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて返信用封筒で返送してください。

### ■提出期限

10月31日(木)必着

### ■定額減税に乗じた詐欺にご注意ください!

定額減税については、国税庁や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報やメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。不審な電話や郵便物があつた場合は、警察署や警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。



## 対象の方へ助成 带状疱疹任意予防接種費用の助成について

☎ 保健センター ☎ 77・1891

令和6年7月1日より、带状疱疹の予防接種費用の助成を開始しました。

対象となるのは、令和6年4月1日以降に受けた予防接種の費用です。

対象者 接種日時点において、芝山町に住民登録のある満50歳以上の方

### ワクチンの種類及び助成額・助成回数

ワクチンの種類	水痘ワクチン(生ワクチン)	带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)
接種回数	1回	2回
助成額	上限額 1回につき4,000円 1人1回まで	上限額 1回につき10,000円 1人2回まで
	接種費用の2分の1(100円未満切捨て)または上記上限額のいずれか低い額	

※どちらかのワクチンで生涯に一度限り助成を受けられます。  
※令和6年3月以前に受けた予防接種の費用は、助成の対象となりません。

### 助成方法及び申請先

償還払い：かかりつけ医療機関などにて接種後、料金をお支払いいただいたうえで、下記の必要書類などを添えて、保健センターに申請をお願いします。

### ■申請に必要なもの

- ・申請書(保健センター窓口または町ホームページからも取得できます)
- ・接種費用の額が分かる領収書
- ・接種を受けたこと、ワクチンの種類、接種日がわかる書類(接種済証など)

※領収証で確認できる場合は省略可

- ・振込口座がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写しなど)

### ■申請期限

予防接種を受けた日(不活化ワクチンは2回目の接種を受けた日)から6か月以内